

「みんなの作品を大切に ～守りたくなる気持ちを生み出す著作権教育～」

金沢市立小坂小学校 山口 眞希

1. はじめに

本年度担任している学級では、国語科や総合的な学習の時間にインターネットを活用して調べ学習をし、調べた情報をもとにプレゼンテーションするという学習活動を多く設定してきた。学習の場のみならず、生活の場でも児童にとってインターネットは身近なものである。アンケートをとったところ、家庭でインターネットにアクセスできる環境にある児童は100%であった（スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機での接続を含む）。

子ども達の様子を見ていると、授業で課題を追求する際「インターネットで調べても良いか？」との声があがる。教科書や資料集以外からも情報を得て、自分の根拠に説得力を持たせたいという意欲は大いに褒めたいところであるが、情報が簡単に取得できるあまりインターネット上の文章や写真を安易に使用し、「自分で考える」ことをせずに自分の文章やプレゼンに使用している様子が見られる。また、生活の場でも動画投稿サイトにアクセスして、違法にアップロードされた番組をそうとは知らずに楽しんでいる様子も見られる。

このような児童の実態から、今、子ども達は「情報社会に参画する態度」を身につける必要があると痛切している。自他の権利を尊重する心を育てていくためにも、小学校段階からの著作権に関わる教育は大変重要な役割を持っていると言える。しかし「著作権」と聞くと著作権法のイメージがあり、「法律に定められているから守らなければならない」という意識になりがちである。“法の遵守”とともに“著作権を守ることは人を大切にすること”という価値を子ども達に持たせたい。

以上の点をふまえ、短時間で著作権を守ることの必要性を感じられるような授業をめざし、実践を行った。

2. 実践前の児童の実態

授業前にクラスの児童にアンケートをとったところ、日常的にインターネットを利用できる環境にある児童は30人中30人であった。また学校の課題や調べ学習の際にインターネットを活用することがあると答えた児童は30人中20人いた。さらに、音楽CDをコピーして人にあげたことがある（または友達のCDをコピーしたことがある）児童は30人中8人であった。

本学級で相手にプレゼンする学習を行う際、ほとんどの児童がインターネットからダウンロードした文章や画像、統計資料を自分の文章や発表に使っているが、出典まで明示している児童は少ない。

3. 授業の視点

ねらいを達成するため、以下の点を意識して授業を設計した。

(1) 教科学習と関連させる

国語科「平和について考える（一人一人が根拠を明確にして意見文を書きプレゼンする）」の学習と関連させて本実践を行う。実際にインターネットや図書資料で情報を検索し、自分の意見文やプレゼンに活用する学習と関連付けることで、学習の必要感が生まれる。また、国語科の学習が本実践での学びを活用する場となるため、本実践が子ども達にとって価値があるものになると考えられる。

(2) 「自分だったら」と考えさせる発問の工夫

他人事としてではなく、自分ごととして考えさせたい。そこで1時間目では「自分が今苦労して書いている意見文や、先日図画コンクールに向けて一生懸命書いた絵がそっくりそのまま真似されていたらどう思うか？」と、児童にとってタイムリーな話題と照らし合わせながら問う。また2時間目では音楽CDを親友からコピーさせてほしいと頼まれたという、自分にも起こりそうな場面を設定し、「親友にコピーしてあげてもよいか」と問い討論させる。

(3) 作り手の願いにせまる授業展開

本実践では1時間目で著作権を守ることは法律で決められていると学習した子ども達に、一歩踏み込んで「著作権を守ることは作り手の心を守る」ことに気づかせるため、震災復興支援チャリティーソング「Let's try again」を取り上げる。作詞作曲をした桑田佳祐さんが、震災復興への大きな願いを込めてこの歌をつくった事実を知ること、ねらいに迫りたい。

(4) 学んだことを振り返り、自分の言葉でまとめる場の設定

学習で学んだことを自分の言葉でまとめることで、知識の定着が図れると考えた。本学級で学習のまとめによく活用している新聞（短時間でできるはがきサイズの新聞）に、学びをまとめていく。その際、詳しく確かめたいことが出てきたら「コピーライトワールド」のサイトを活用して、自分できちんと調べさせることにした。さらに新聞の最後に必ず「著作権クイズ」を1問入れることで、一人一人に知識を習得させたいと考えた。

4. 指導計画（総時数3時間）

ねらい	活動内容	留意点
著作権とは何か知り、インターネットや図書の論文を無断でうつすのは著作権の侵害行為になることを理解する ①	<そっくりうつしてはいけないの？> ○国語で意見文を書いているA君が、難しいのでインターネット上の他の人の作文をまる写しする事例を提示。そっくりうつしても良いか考える。 ○もし、今自分が書いている意見文や絵をそっくりまねされたらどう思うか考える ○制作物には「著作権」があり、そっくりうつす行為は著作権の侵害にあたることを知る。 ○著作権とは何か、先輩のつくったビデオを視聴する。「著作権とは作品を作った人が持っている権利。無断で使われないよう守られている」 ○文章以外にどんなものに著作権があるかを知る。 ○新聞記事を提示し、著作権法に違反すると逮捕されることもあることを知る。 ○参考にしたいときは「引用」のルールを守ることを確認する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 他の人が書いた文章をそっくりうつすことは著作権の侵害にあたるから、引用のルールを守らなければならない。制作物には著作権があり、作った人に無断で作品を使っはいけないんだね。 </div>	◇「5分でできる著作権教育」事例6の“夏休みの自由研究でインターネットや図書から他の人の論文を無断でうつす”を活用し、自由研究を国語の意見文に置き換えて指導する。 ◇昨年担当していた子ども達が作成した「著作権を守ろうCM」を視聴し、著作権の基礎を理解させる。
音楽CDのコピーの是非を考える活動を通して、著作権法を守ることは作り手の想いを守ることであると気づく ①	<CDをコピーして友達にあげてもいいのかな？> ○「Let's Try Again（桑田佳祐バージョン）」を視聴し、このCDを友達にコピーさせてほしいと頼まれた事例を提示する。 ○友達にCDをコピーしてあげてもいいか考え、それぞれの立場で討論する。 ○CDを友達にあげることはたとえ1枚でも著作権法違反であることを知る。 ○桑田佳祐さんのメッセージを読み、この歌に震災復興の願いをこめてつくったこと、チャリティーソングとして収益は震災復興のために寄付されることを知る。 ○著作権法は作り手の想いを守るものであることを考える。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 桑田さんは大きな願いを持って曲をつくっていた。それをコピーして配ったらその想いを無駄にすることになる。その結果売り上げが落ちたら震災復興にはつながらない。著作権法を守ることは作り手の想いを守ることになる。そのことを忘れず著作権法を守っていきたい。 </div>	◇討論することで自分ごととして考えられるようにする ◇作者のメッセージ、この曲による震災への寄付金資料を提示 ◇私的使用のための複製、授業中の利用までなら許可を得なくて良いと知らせる

<p>学んだことを著作権新聞にまとめ①</p>	<p><著作権新聞にまとめよう> ○著作権について学んだことをはがき新聞にまとめて、まだ知らない人に伝える。 ・新聞をつくる過程で詳しく知らないことは「コピーライトワールドで」調べる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>著作権について、勉強したことをわかりやすくまとめた。廊下に掲示したりはがきにして出したりして、知らない人に知ってもらおう。</p> </div>	<p>◇「著作権についてまだ知らない人に伝える」という目的意識を持って新聞を制作する。</p>
-------------------------	--	---

5. 授業の実際

(1) 1時間目「そっくりうつしてはいけないの？」～著作権って何だろう？～

「5分でできる著作権教育(写真3)」の事例“夏休みの自由研究でインターネットや図書から他の人の論文を無断でうつす”を活用した。実践時、子ども達は国語科の学習で平和についての自分の考えを意見文にまとめ、それをもとにプレゼン資料を作成して発表する活動を行っていたため、自由研究を国語科の意見文と置き換えた。

この意見文の作成は大変難しく、子ども達も頭を悩ませながら自分の考えの根拠となる事実や資料を探していた。その学習と関連させるため、同じように悩んでいるA君が、インターネット上にのっていた他の小学生が書いた平和の意見文を印刷し、そのまま自分の文章としてうつしている事例を提示し、「参考にしてもいいなら、そっくりそのままうつしてもいいかな」と問うた。

「良い」と考える子どもからは「インターネットに公開しているということは使ってもいいということではないか」という考えが出され、「いけない」と考える子どもからは「そっくりうつしたら自分の考えではなくなる」との考えが出された。「もし、今自分の書いている意見文を勝手にそっくりうつされたらどう思う？」と問うと、全員が「腹が立つ!」「がんばって書いたのに悲しい!」と答えた。

そこで教師から、作品には「著作権」があり、そっくりうつすことは著作権を侵害する行為であることを伝えた。「著作権」については言葉は知っているものの詳しくは知らない子が多かったため、山口の昨年度担当していた子ども達が作った「著作権を守ろう!CM」を子ども達に視聴させ、著作権は作品を作った人が持っている権利であること、作品を無断使用されないために著作権法があることを押さえた。そして文章以外にもどんなものに著作権があるか子ども達に考えさせた。さらに、今流行りの妖怪ウォッチのグッズを無断でコピーし販売していた人が逮捕された新聞記事を読ませ、著作権法に違反すると大きな罪になってしまうことを知らせた。

最後に、インターネットや本の文章を参考にしたい時に「引用のルール」をしっかり守れば相手の許可がなくても学習に利用できることを確認した。また、著作物を授業や私的にのみ使用する時は、許可をとらなくても良いことも合わせて指導した。

児童の感想は次の通り。

- ・ 著作権は作品を作った人が持っている権利だとわかった。著作権があるものが身近にたくさんあってびっくりした。せっかく自分が一生懸命作った作品をまねされたら、まねされた人は傷つくと思うから著作権を守りたい。
- ・ 著作権法があるおかげで、人々は安心すると思う。今はインターネットでいろいろな人の作品が見られるので、ほくも著作権や引用のルールを頭に入れて活用したい。
- ・ 今まで何も考えないでインターネットから適当にダウンロードしていた。インターネットで見逃したテレビを見るのがあって、もしかしたらそれは違法にアップされたものかもしれない。



写真1 先輩が作った著作権CMを視聴

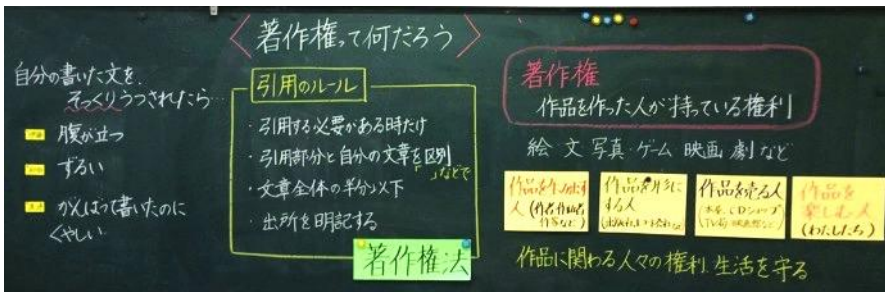


写真 3 1時間目の板書



写真 2 活用資料

(2) 2時間目「CDをコピーして友達にあげてもいいの？」～作り手の思いにふれる～

1時間目で著作権を守るとは法律で決められていると学習した子ども達に、一歩踏み込んで「著作権を守るとは作り手の心を守る」ことに気づかせるため2時間目を設定した。

教材として使用したのは震災復興支援チャリティーソング「Let's try again」。先生の好きな曲だよと言ってこの曲を聴かせ、このCDを好きで買ったA君が親友のB君に「コピーさせて」と頼まれている事例を提示。「買ったCDを友達にコピーしてあげてもいいかな？」と問いかけ考えさせた。意見がわかれたので討論した。それぞれの意見は板書写真(写真4)の通り。

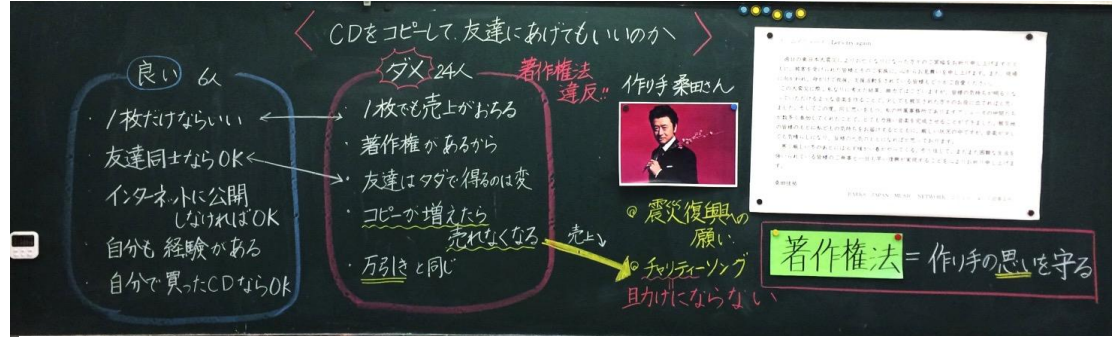


写真 4 2時間目の板書

著作権について前時に学習したが、コピーしても良いと考えた児童は「1枚だけなら良い」「自分で買っているから良い」「インターネットに公開しなければ良い」という認識があることがわかった。教師から「たとえ1枚でもCDをコピーして友達にあげることは著作権法に違反する」こと「自分と家族で楽しむ分には許されている」ことを教えた。そして、この曲の制作者・桑田佳祐さんのメッセージを配布し読み聞かせた。(引用元 <http://www.barks.jp/news/?id=1000068807>)

『・・・この大震災に際し私なりに考えた結果、皆様の気持ちが明るくなっていただけるような音楽を作ること、少しでも被災された方々のお役に立てればと思いました。・・・(中略) 厳しい状況の中ですが、音楽が少しでも気晴らしになり元気のもとになればと思っております・・・』

違法コピーは、被災した方に歌で元気をという桑田さんの思いを大切にしない行為である。また、このチャリティーソングの収益によって、248,516,336円が被災者支援のために寄付された。もしCDの違法コピーによってこのCDが売れなくなってしまうたら、この収益金の額も大きく減り「被災者の助けになりたい」という桑田さんの思いも無駄になってしまったであろう。これらの資料から、著作権を守るということは、作り手の思いを守ることなのだ気づかせることができた。授業後の感想は以下の通りであった。

- ・ 作者はその音楽で人々に笑顔になってほしいという強い気持ちがあった。作者の気持ちを著作権法は大切にしている。いつまでも音楽を楽しむために著作権があると思った。
- ・ 著作権法を守らないことは、法律違反になるだけでなく作者の心も傷つけ、思いを踏みしめることだと思った。今度からは著作権にひっかかるかな？と思ったらちゃんと調べたい。そうすることで作者の願いをムダにしなくてすむからです。
- ・ 著作権法は難しいものだけど、一人一人が理解し守ることで、みんなが守られます。だからこれからも守っていきたいです。CD一つにみんなの願いがこもっているのがすごい。

(3) 3時間目 「著作権新聞をつくろう」～学んだことをまとめ、伝える～

学習で学んだことを自分の言葉でまとめることで、知識の定着が図れる。本学級で学習のまとめによく行っている新聞づくりを通して学び直しをさせたいと考えた。この実践では、はがき新聞を作成することにした。はがき新聞は「はがき大」の新聞であるため、短時間で完成させることができ、書ける字数が限られているので言いたいことを絞って書くようになる。書いた後ははがきと同じように投函して送ることもできる。どの子も時間内に書けていた。

はがき新聞にまとめる際に指導したことが3つある。1つ目は、「著作権のことを知らない人に伝えるために書く」という目的意識を持たせたこと。目的意識を持たせることで、知らない人でもわかるように書き方を工夫するようになる。2つ目は正しい知識を習得させるため、詳しく確かめたいことが出てきたら「コピーライトワールド」のサイトを活用して、自分できちんと調べさせることだ。3つ目は、新聞の最後に必ず「著作権クイズ」を1問入れることだ。子ども達の多くがコピーライトワールドで確認しながらまとめていた。クイズは授業では扱わなかったことを調べて出題している子どもも多く、一人一人の理解を深め、知識を習得させることにつながったと考える。

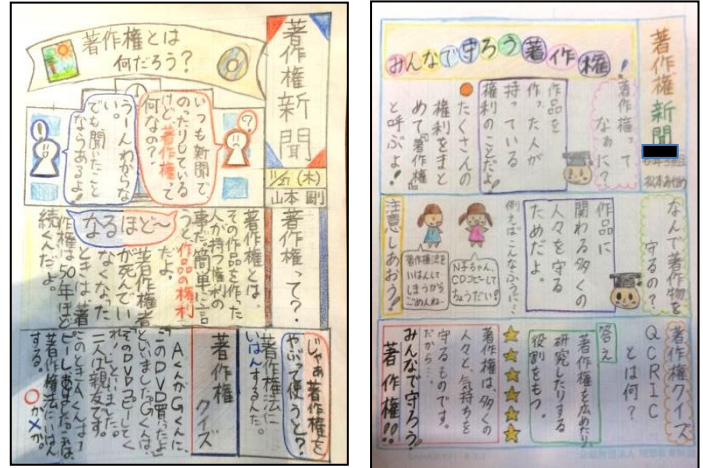


写真 5 児童が作成したはがき新聞

6. 児童の変容から見る成果と今後の展望

学習後のふり返りから、本実践を通して学習前にはわからなかった「著作権とは何か」「なぜ著作権法を守らなければならないのか」について、子ども達の理解を深めることができたと思える。また、「文章の引用」「CDのコピー」という、教科と関連する内容や、児童の実態に即した内容を取り上げて著作権の指導をしたことで、学習する必要感を保ったまま授業を展開することができた。そのことは、自分の行動を振り返る記述が多く見られたことにも表れている。そして、桑田佳祐さんのメッセージを提示したことで、私が大切に思っていた「著作権法を守るとは作り手の想いを守ること」という視点を、子どもの心にも落とすことができたと思える。さらに、教科学習と同じように学習をまとめる時間を設定したことは、知識の定着・「学び直し」という点で有効であったと感じる。

私は小学生段階で著作権授業をする時は、「法意識」と「相手意識」の両輪からねらいに迫るような授業構成をすることが大変有益であると思える。この視点は今後も大切にしていきたい。そして、学んだことを実生活での判断に生かせるような教師のしかけも必要だ。座学で終わりではなく、今回新聞を作ったように、何か自分で行動を起こす展開を考えていきたい。

また、教科との関連をはかることで、より実践的な著作権授業ができると考えられる。どの学年で、どの教科・単元で著作権と関連した学習が出てくるかを洗い出して、年間計画を作成することで、効果的な著作権教育が学校全体で行えると思える。今後の課題としたい。

7. 参考文献・資料

- ・5分でできる著作権教育 (CRIC/JAPET) ・(株) アミューズ Let's try again 「ご協力への感謝とご報告」 <http://www.amuse.co.jp/teamamuse/report/>
- ・BARKS JAPAN MUSIC NETWORK 2011/4/7 記事

8. 添付資料

- (1) 1時間目、2時間目のワークシート
- (2) 2時間目に配布した資料
- (3) 新聞

課題 < CDをコピーして友達にあげてもいいかな? >

6年3組 22番 名前(松本あやめ)

①自分の考え
 ダメだと思う。

理由
 CDの権利は、作るのに関わった人や買った人にあると思います。だから、コピーをしてあげてしまうと、N山君の出したお金で買ったギブスに不公平感を感じて、友情もギブスしてしまうと思います。

②
 CDをコピーしてはいけな!!
 。自分で楽しむのはOK!
 。家族ならOK!
 。作った人の思いをぶちこわす。

③まとめ (今日の学習でわかったこと、思ったこと)
 CDは、コピーしちゃうとダメなけれど、作った人の思いや願いをこわしてしまわないので、自分達で声をかけ合って、作った人に感謝してCDを借りたかと思っました。著作権法は、難しいものだけれど、一人一人が理解し、守ること、みんなが守られます。だから、これからも守っていきまいたです。CD一つにみんなの願いがこもっているのがすごいと思っました。

課題 < 著作権、何だろう? >

6年3組 名前(伊関 香織)

① 著作権とは何か
 作品を作った人が持っている権利

② どのものに著作権があるのかな
 ・ゲーム ・まん画 ・音楽 ・絵 ・建物 ・章 ・写真 ・動画
 ・映画 ・ぶりっけ ・書 ・文

③ なぜ著作権法で著作物を守るのかな
 ・作った人、提案した人が褒められると悲しい、物がなくなると社会がこわれる ・バグが暗くなる
 ・作った人が困る ・マネされた人が傷つく
 ・世界に一つ、多くの人々(作品に関わる人自分)を守るため

④ 今日の学習をふり返ろう
 今日の学習で私は、身近で著作権法違反の物はないかと、考えたら、「YouTube」で見のがしたテレビを見たこと、あって、その見ている物は著作権法違反なのかもしれないと思っました。よく注意してみると、周りは著作権がたたくさんあるかもよなと思っました。

(2) 2時間目に配布した資料

「Let's try again」

過日の東日本大震災によりお亡くなりになった方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられた皆様とそのご家族に、心からお見舞いを申し上げます。また、現場に向かわれ、命がけで救援、支援活動をされている皆様もどうかご自愛ください。この大震災に際し私なりに考えた結果、微力ではございますが、皆様の気持ちが明るくなっていただけるような音楽を作ることで、少しでも被災された方々のお役に立てればと思いました。そしてこの度、同じ思いをもつ、私の所属事務所でありますアミューズの仲間たちが数多く参加してくれたことで、とても力強い音楽を完成させることができました。被災地の皆様のもとに私どもの気持ちをお届けするとともに、厳しい状況の中ですが、音楽が少しでも気晴らしになり、皆様の元気のもとになればと思っております。

寒く厳しい冬のあとには必ず暖かい春がやってくる、そう信じて、まだまだ困難な生活を強いられている皆様のご無事と一日も早い復興が実現することを心よりお祈り申し上げます。

桑田佳祐

BARKS JAPAN MUSIC NETWORK 2011. 4. 7記事より

(3) はがき新聞

